

# 関東学生馬術協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関東学生馬術協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学生馬術の発展、馬事思想の普及並びにOB及び学生を含めた相互の親睦を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会は、事務所を東京都中央区新川2-6-16馬事畜産会館、社団法人 日本馬術連盟内に置く。

(発足)

第4条 本会は、大正12年1月に発足した。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、関東地区内（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨の八都県）に本部を置く大学馬術部で、その馬術部が唯一の代表であることを要する。ただし、既存の会員については適用しない。

(理事・幹事の推挙)

第6条 会員である各大学馬術部は、監督又はそれに準ずるOBの中から一名の理事、学生の中から一名の幹事を代表（以下、総称する場合は「会員代表者」という。）として本会に推挙しなければならない。  
2. 会員代表者を変更した場合は、別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 解散したとき。
- (2) 脱会を申し出たとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

## 第3章 事業

(事業の種類)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 次の競技会の主催

- ① 関東学生賞典馬場馬術競技大会
- ② 関東学生賞典障害飛越競技大会
- ③ 関東学生賞典総合馬術競技大会
- ④ 関東学生馬術選手権大会

- ⑤関東学生馬術女子選手権大会
- ⑥関東学生馬術争覇戦
- ⑦関東学生馬術新人競技大会
- ⑧関東学生馬術女子競技大会
- ⑨関東学生馬術OB競技大会
- ⑩関東学生馬術協会会長杯争奪戦

(2) 本会を代表する選手及び馬匹の決定

(3) 本会の会員が主催する練習及び競技会等に関する指導及び支援

(4) 全日本学生馬術連盟が主催する練習及び競技会等に関する指導及び支援

(5) その他の馬術団体等より協力を求められたときの支援

(6) 前各号に掲げるものの他、本会の目的達成に必要な事業

2. 前項(1)号に定める①、②及び③の競技会は、総称して関東学生馬術競技大会という。

3. 前項(1)号に定める①から⑩の競技会の開催に当たっては、別に定める競技会規程を準用する。

#### 第4章 組織及び役員

##### (組織の構成)

第10条 本会の組織は、会長の諮問に答える諮問機関、理事会を中心とする審議・承認機関、幹事会を中心とする会務の企画・立案及び執行機関並びに会計を監査する監査機関により構成される。

##### (役員)

第11条 本会に次のOB及び学生役員を置く。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 名誉会長      | 1名   |
| (2) 顧問        | 若干名  |
| (3) 会長        | 1名   |
| (4) 副会長       | 若干名  |
| (5) 理事長       | 1名   |
| (6) 常任理事      | 若干名  |
| (7) 監査役       | 2名   |
| (8) 参与        | 若干名  |
| (9) 審判団長      | 1名   |
| (10) 副審判団長    | 2名以内 |
| (11) 競技運営委員長  | 1名   |
| (12) 副競技運営委員長 | 2名以内 |
| (13) 医師団長     | 1名   |
| (14) 獣医師団長    | 1名   |
| (15) 幹事長      | 1名   |
| (16) 副幹事長     | 2名   |
| (17) 主任幹事     | 若干名  |

##### (役員選出と職務)

第12条 名誉会長は、本会関係者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、会長の諮問に答える。

2. 顧問は、本会関係者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、会長の諮問に答える。

3. 会長は、本会関係者の中から理事会の推薦により就任し、本会を代表して会務を掌握する。

4. 副会長は、本会関係者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

5. 理事長は、理事の互選により選出され、理事会を主宰する。

6. 常任理事は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、理事長を補佐して次の各号の会務を分担し、それぞれ主任幹事を指導・監督する。

- (1) 総務
- (2) 庶務
- (3) 財務・会計
- (4) 広報
- (5) 渉外
- (6) 競技運営
- (7) 記録
- (8) 獣医師
- (9) 救護医

7. 監査役は、本会関係者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、本会の会計を監査する。ただし、理事と兼務できない。
8. 参与は、本会関係者の中から会長が推薦し、理事会の承認を得てこれを定め、会長の諮問に答える
9. 審判団長は、本会関係者の中から理事会が推薦し、会長が任命する。本会が主催する競技会の審判業務を担当する審判団を主宰する。
10. 副審判団長は、本会関係者の中から理事会が推薦し、会長が任命する。
11. 競技運営委員長は、本会関係者の中から理事会が推薦し、会長が任命する。競技運営委員会を組織し、本会の競技会の運営を行うと同時に、競技に関する立案を理事会に提案する。
12. 副競技運営委員長は、本会関係者の中から理事会が推薦し、会長が任命する。
13. 医師団長は、医師団の互選により選出され、理事会の承認を得て会長が任命する。医師団を主宰し、救護医の業務を行う。
14. 獣医師団長は、獣医師団の互選により選出され、理事会の承認を得て会長が任命する。獣医師団を主宰し、獣医師業務を行う。
15. 幹事長は、幹事の互選により選出され、理事会の承認を得て就任し、理事会の議決を経て会務の運営・執行に当たる。又、幹事長選出校は、幹事を1名追加することができる。
16. 副幹事長は、幹事の中から幹事長が推薦し、理事会の承認を得て就任する。
17. 主任幹事は、幹事の中から幹事長が推薦し、理事会の承認を得て就任する。本条第6項各号に定める会務を担当する。

#### (役員の間)

- 第13条 OB 役員の内任期は、2年間とし再任を妨げない。4月1日より始まり、翌々年の3月31日をもって終わる。
2. 学生役員の内任期は、1年間とし再任を妨げない。1月1日より始まり、12月31日をもって終わる。
3. 補欠又は増員により選任された役員の内任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第5章 会議

#### (会議)

- 第14条 本会の会議は、OB 役員の内会議として理事会及び常任理事会、学生役員の内会議として幹事会及び主任幹事会の四つの会議とする。ただし、会長は、第11条に定める役員の内会を必要に応じ召集することができる。

#### (会議の招集)

- 第15条 OB 役員の内会議は、会長が召集し、学生役員の内会議は、幹事長が召集する。
2. 会議を召集する場合は、日時、場所及議題を明示した書面をもって、開催の日の10日前までに通知しなければならない。
3. 理事長又は理事の過半数の要望があったときは、議題を明示し理事会の開催を会長に要請することができる。

4. 幹事の過半数の要望があったときは、議題を明示し幹事会の開催を幹事長に要請することができる。

(理事会の責務)

第16条 理事会は、幹事会の会務執行のための議案を審議・承認する機関で、理事長が議長となる。理事会には、OB役員その他、必要に応じ学生役員が出席することができる。

(常任理事会の責務)

第17条 常任理事会は、理事長に対し本会の会務運営の進展が図れるように協議・協力する。

(幹事会の責務)

第18条 幹事会は、会務の企画・立案及び理事会で承認された会務を執行する機関で、幹事長が議長となる。幹事会には幹事その他、必要に応じOB役員が出席することができる。

(主任幹事会の責務)

第19条 主任幹事会は、幹事長に対し会務執行の進展が図れるように協議・協力する。

(理事会の審議事項)

第20条 理事会は、次の各号を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会員の入退会に関する事項
- (4) 会則、内規及び競技会規程等の変更
- (5) 会員の賞罰に関する事項
- (6) 会長、審判団長、副審判団長、競技委員長及び副競技委員長の推薦
- (7) 理事長の選出
- (8) 名誉会長、顧問、副会長、監査役、参与等会長の推薦する役員承認
- (9) 常任理事等理事長の推薦する役員承認
- (10) 医師団長、幹事長、副幹事長及び主任幹事等の承認
- (11) 全日本学生馬術連盟理事の推薦
- (12) その他理事会が必要と認めた事項

(会議の議決)

第21条 会議の議決は、会員代表者の過半数の出席を必要とし、第15条の規定によりあらかじめ通知された議題についてのみ、会員代表者の過半数の賛成をもって決議できる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員代表者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 各会員は、それぞれ一票の議決権を有する。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された議題について、委任状による代理人をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の規定により議決権を行使する会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 年会費

- (3)登録料
- (4)事業に伴う収入
- (5)全日本学生馬術連盟よりの助成金
- (6)その他の補助金
- (7)寄附金品
- (8)その他の収入

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会費等)

第25条 本会の会費等は、次の各号の通りとする。

- (1)入会金
- (2)会員年会費
- (3)競技運営費
- (4)理事年会費
- (5)監査役年会費
- (6)その他のOB役員年会費
- (7)選手登録料
- (8)新人競技大会OB懇親会費

- 2. 本会の会費等のうち前項第(2)号から第(7)号については、毎年4月末日までに納入するものとする。
- 3. 新規会員は、入会と同時に前項に規定する会費を納入するものとする。
- 4. 第8条の規定により会員資格を失った者に対しては既納の会費などは返還しない。また、会費などの未納分があるときは、資格喪失の年度分は完納しなければならない。

(資産の保管)

第26条 本会の資産の保管は、理事会がこれにあたる。

(臨時出費)

第27条 本会の会務運営上、臨時の出費を要するときは、会長の承認を得て行うことができる。ただし、次の理事会で追認を受けるものとする。

## 第7章 賞罰

(賞)

第28条 本会对し、特に功績が顕著であると認められた者は、理事会において出席会員の過半数の議決をもって表彰することができる。

(罰則)

第29条 本会会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において会員総数の3分の2以上の議決をもって、本条第2項に規定する罰則を適用する。

- (1)会員たる義務を怠ったとき
  - (2)本会の名誉を著しく毀損したとき
  - (3)本会の運営上、著しく支障を来たさせたとき
2. 前項の定めにより議決された場合の罰則は、次の通りとする。
- (1)戒告
  - (2)本会主催の競技会への一定期間の参加停止
  - (3)除名
3. 本条第1項の議決を行う場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなけれ

ばならない。

## 第8章 附則

(事務職員)

第30条 本会に事務職員を置くことができる。

(沿革)

第31条 本会の会則は、次の改正を行った。

昭和45年 1月21日

昭和47年12月 5日

昭和52年 4月26日

昭和58年 3月15日

昭和60年 3月 7日

昭和62年 3月17日

平成 2年 4月 1日

平成 5年 4月 1日

平成 8年 5月22日

平成 9年 9月30日

平成16年 9月 1日

## 関東学生馬術協会 内規

### (会費等の金額)

第1条 会則第25条に規定する本会の会費の金額は、次の通りとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 入会金          | 30,000円 |
| (2) 会員年会費        | 30,000円 |
| (3) 競技運営費        | 60,000円 |
| (4) 理事年会費        | 10,000円 |
| (5) 監査役年会費       | 5,000円  |
| (6) その他のOB役員年会費  | 10,000円 |
| (7) 選手登録料        | 2,000円  |
| (8) 新人競技大会OB懇親会費 | 30,000円 |

### (入会)

第2条 会則第7条の規程により本会の会員になるためには、別に定める入会申込書に必要事項を記載し、当該者がその大学を代表する唯一の馬術部であることを証明する大学代表者による書類を添付の上、本会会長に提示し、理事会の承認を得なければならない。

2. 入会の可否は、書面をもって通知する。

### (理事・幹事の推挙)

第3条 会則第6条の規程により推挙される理事又は幹事は、それぞれの任期が始まる前までに別に定める書式により会長宛報告するものとする。

### (理事・幹事の交替)

第4条 会則第6条の規程により推挙された理事又は幹事に交替があるときは、前条に定める書式により後任者を会長宛報告するものとする。

### (学生役員名簿)

第5条 次期の学生役員名簿(案)は、毎年11月末日までに理事長に提出されるものとする。

### (議事録の送付)

第5条 理事会又は幹事会の議事は、次の各号の事項を記載した議事録を作成し、会議終了後15日以内に関係者に送付されなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者(含む委任状提出者)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要
- (5) 報告事項

### (異議申し立て)

第6条 議事録に対する異議申し立ては、数人の証言を添え、会長宛直接申し出るものとする。申し立て期限は、議事録送達後1週間以内とする。

### (議事録署名人)

第8条 議事録署名人は、議長を含め三人の出席者によるものとする。

### (審判団会議・研修会の召集)

第8条 本会の審判団の会議・研修会等の召集などに関しては、都度、理事長と審判団長が協議し対処するものとする。

(審判団の選出)

第10条 本会の審判団員の選出については、次の者の中から理事会が承認した者とする。

- (1) 日本馬術連盟公認審判員
- (2) 審判技能にすぐれ、かつ、本会主催競技会の開催に協力的な者

(審判団員名簿)

第11条 審判団名簿は、毎年、第1回の理事会に提出され、確認されなければならない。

(役員選考・推薦基準)

第12条 本会の役員の選考・推薦基準については、次の通りとする。

- (1) 名誉会長 ① 会長を長年つとめた人  
② 学識経験豊かな人
- (2) 会長 ① 本会を代表するにふさわしい人  
② 副会長を長年つとめ、会務掌理に秀でた人  
③ 会員〇Bの中で特に本会を代表するにふさわしい人
- (3) 副会長 ① 理事長を長年つとめ、会長補佐としてふさわしい人  
② 役員を長年つとめ、会長補佐としてふさわしい人  
③ 本会の運営に特に協力的で将来にわたりそれをつづけ、学識経験豊かで会長の補佐となりえる人
- (4) 顧問 ① 会長をつとめた人  
② 役員を長年つとめた人  
③ 本会の運営に功労があり、かつ、学識経験豊かな人
- (5) 参与 ① 本会に功労があった人

(幹事の無断欠席)

第13条 幹事は、無断で幹事会に欠席した場合、一週間以内に主将の署名捺印の理由書を会長に提出しなければならない。

(労務・金円の負担義務)

第14条 会員は、競技会に際し、本会で定めた労務・金円を負担する義務を有する。

(馬匹の提出義務)

第15条 会員は貸与馬競技において、本会で定めた質の馬匹及び頭数の提出義務を負う。ただし、馬匹の質及び頭数の提出が不可能な場合、本会は金円による負担を請求することができる。

(選手登録)

第16条 本会が主催する競技会に出場する選手は、選手登録を完了していなければならない。その登録の有効期限は、毎年3月31日までとする。

(主任幹事の任命)

第17条 本年度の本会の加盟校順位上位6位以内の大学より推挙された幹事は、次期の主任幹事に推薦されるものとする。

(幹事補の任命)

第18条 幹事補は、幹事長が必要と認めた場合のみ推薦され、理事会の承認を得なければならない。幹事補は、幹事長の指導のもとにそれぞれの主任幹事の任務を補助する。

(本会関係者)



第19条 会則第12条に規定する本会関係者は、次の各号に定める者とする。

(1)理事

(2)理事の推挙する者

(沿革)

第20条 本会の内規は、次の改正を行った。

平成 8年 5月22日

平成 9年 9月30日